

2024年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2024年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2024年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P54 全文差し替え	エ 令和5年度の改定率の改定 令和5年度の改定の基礎となる物価変動率は2.5%（1.025）、名目手取り賃金変動率は2.8%（1.028）となった。また、調整率は▲0.3%（0.997）、前年度の特別調整率（キャリアオーバー分）が▲0.3%（0.997）となった。 調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和5年度は例外規定に該当しないため、新規裁定者は「名目手取り賃金変動率（1.028）×調整率（0.997）×前年度の特別調整率（0.997）≒1.022」、既裁定者は「物価変動率（1.025）×調整率（0.997）×前年度の基準年度以後特別調整率（0.997）≒	エ 令和6年度の改定率の改定 令和6年度の改定の基礎となる物価変動率は3.2%（1.032）、名目手取り賃金変動率は3.1%（1.031）となった。また、調整率は▲0.4%（0.996）、前年度の特別調整率（キャリアオーバー分）が▲0.0%（1.000）となった（前年度に発動したため）。 調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、新規裁定者・既裁定者ともに、「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが法律で定められている。これに、マクロ経済スライドが適用され、令和6年度の改定の基準は、新規裁定者（令和6年度の改定においては、昭和32年4月2日以後生まれの者）、既裁定者（令和6年度の改定においては、昭和32年4月1日以前生まれの者）ともに、名目手取り賃金変動率（1.031）×調整率（0.996）×

	1.019」とされた。このように、改定の基準が、新規裁定者は「1.022」、既裁定者は「1.019」とされたことから、令和5年度の改定率は、新規裁定者は「1.018」（＝令和4年度の改定率（0.996）×「1.022」）、既裁定者は「1.015」（＝令和4年度の改定率（0.996）×「1.019」）とされた。	前年度の基準年度以後特別調整率（0.000）÷1.027（2.7%）。このように、改定の基準が、新規裁定者・既裁定者ともに「1.027（2.7%）」とされたことから、令和6年度の改定率は、前年度に新規裁定者であった者（昭和31年4月2日以後生まれの者）は「1.045」（＝令和5年度の改定率（1.018）×「1.027」）、前年度に既裁定者であった者（昭和31年4月1日以前生まれの者）は「1.042」（＝令和5年度の改定率（1.015）×「1.027」）とされた。
P84 ② 厚年法	令和 <u>5</u> 年4月時点	令和 <u>6</u> 年4月時点

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額（令和 <u>6</u> 年）	額（令和 <u>7</u> 年）
月額保険料	<u>16,980</u> 円（17,000円× <u>0.999</u> ）	<u>17,510</u> 円（17,000円× <u>1.030</u> ）

社労士V2024 年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P86 ⑤ 徴収法 雇用保険率	令和 <u>5</u> 年度	令和 <u>6</u> 年度
P92 延滞金 ※2	令和 <u>5</u> 年中	令和 <u>6</u> 年中
P119 問題 [問2]	令和5年度の新規裁定者に係る障害等級1級の障害基礎年金の額（子の加算額はないものとする。）は、障害等級2級の障害基礎年金の額を1.25倍した993,750円に端数処理を行った、993,800円となる。	障害等級1級の障害基礎年金の額（子の加算額はないものとする。）は、障害等級2級の障害基礎年金の額を1.25倍した額に対して100円単位で端数処理を行った額である。
P119 解答 [問2]	障害等級「1級」の障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額（777,800円）を1.25倍した「972,250円」であり、こ	障害等級「1級」の障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額を1.25倍した額であり、これに端数処理は行わな

	れに端数処理は行わない。	い。
--	--------------	----

社労士V2024 年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P163 [解答]	<u>×</u> ：65 歳に達する日の前日	65 歳に達する日の前日
P165 [問]	令和 5 年度の新規裁定者に係る障害等級 1 級の障害基礎年金の額は・・・ <u>795,000</u> 円の 100 分の 150	令和 6 年度の新規裁定者に係る障害等級 1 級の障害基礎年金の額は・・・ <u>816,000</u> 円の 100 分の 150
P245 ① 在職老齢年金の表下	<u>48</u> 万円（令和 5 年度）	<u>50</u> 万円（令和 6 年度）
P245 [問 1]	令和 5 年度	令和 6 年度
P246 解答 [問 1] A	月額 <u>1 万 5 千</u> 円	月額 <u>5 千</u> 円
P255 支給額	（常時介護） <u>172,550</u> 円 <u>77,890</u> 円 （随時介護） <u>86,280</u> 円 <u>38,900</u> 円	（常時介護） <u>177,950</u> 円 <u>81,290</u> 円 （随時介護） <u>88,980</u> 円 <u>40,600</u> 円

社労士V2024 年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P290 支給申請手続 特定一般教育訓練	① 特定一般教育訓練受講予定者は、特定一般教育訓練を開始する日の <u>1 箇月前</u> までに、…	① 特定一般教育訓練受講予定者は、特定一般教育訓練を開始する日の <u>14 日前</u> までに、…
P290 支給申請手続 専門実践教育訓練	① 専門実践教育訓練受講予定者は、専門実践教育訓練を開始する日の <u>1 箇月前</u> までに、…	① 専門実践教育訓練受講予定者は、専門実践教育訓練を開始する日の <u>14 日前</u> までに、…
P347 遅滞なく	被保険者氏名変更届 ※1 ●被保険者住所変更届 ※2 ●被保険者個人番号変更届	被保険者氏名変更届 ※1 ※2 ●被保険者住所変更届 ※2 ●被保険者個人番号変更届 ※2
P347 ※2	※2 被保険者から <u>住所変更</u> の申出があったときに限る。	※2 被保険者から申出があったときに限る。
P348 速やかに	氏名変更の申出 住所変更届の申出※1	氏名変更の申出 住所変更届の申出※1 <u>個人番号変更届の申出</u>
P348 ※1	※1 当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本	※1 当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であって、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の

	人確認情報の提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、<u>健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報の提供を求めないときは、申出不要。</u>	提供を受けることができるとき及び当該被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、<u>当該健康保険組合が当該被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき（当該健康保険組合が、事業主に対し、当該被保険者の住所に係る情報の提供を求めないときに限る。）</u>は、申出不要。
--	--	---